

掛川市告示第35号

掛川市既存建築物耐震診断事業費補助金交付要綱（平成18年掛川市告示第95号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

掛川市長 松 井 三 郎

第3中「別表2のとおり」を「別表2により算定して得た額」に改める。

第4の(1)ク中「所有者以外」を「所有者以外の者」に改め、第4の(1)中ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税を納める義務を免除される事業者である所有者等による申請の場合にあっては、その旨を証する書面の写し  
別表1及び別表2を次のように改める。

別表 1

補助の対象		経費	補助率（額）
事業の区分			
既存建築物耐震診断事業	一戸建て住宅	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費（補助の対象となる経費が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除の対象となる場合は、当該控除の対象となる消費税及び地方消費税の額を控除した額。以下同じ。）と別表2に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内として算定して得た額
	一戸建て住宅以外のもの	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表2に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、200万円を限度として算定して得た額

## 備考

- 「住宅」とは、居住の用に供する床面積の合計が当該建築物全体の床面積の2分の1を超えるものをいう。
- 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 2

形態区分	基準額	
一戸建て住宅	1戸につき13万円	
一戸建て住宅以外のもの	1,000平方メートル以下の部分	1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の部分	1平方メートル当たり1,500円を乗じて得た額
	2,000平方メートルを超える部分	1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額

添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 耐震診断実施建築物の配置図、各階平面図及び延べ床面積の計算書 <input type="checkbox"/> 現況写真（2方向以上の外観写真） <input type="checkbox"/> 当該建築物の建築年次を証明する書類 <input type="checkbox"/> 耐震診断に要する経費の見積書の写し <input type="checkbox"/> 所有者以外による申請の場合にあっては、所有者の承諾書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
------	---

を

添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 耐震診断実施建築物の配置図、各階平面図及び延べ床面積の計算書 <input type="checkbox"/> 現況写真（2方向以上の外観写真） <input type="checkbox"/> 当該建築物の建築年次を証明する書類 <input type="checkbox"/> 耐震診断に要する経費の見積書の写し <input type="checkbox"/> 所有者以外の者による申請の場合にあっては、所有者の承諾書 <input type="checkbox"/> 消費税を納める義務を免除される事業者である所有者等による申請の場合にあっては、その旨を証する書面の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）
------	---

に改める。

#### 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。